「コンプライアンス」について

国土交通政策研究所長 鈴木 庸夫

1 「コンプライアンス」とは

我々が学生だった30数年前にはあまり聞いたことがなかった外来語で、最近は毎日目にするようになった言葉の1つに「コンプライアンス」がある。元々は「遵守」、「応諾」といった意味の言葉のようであるが、日本では概ね「法令遵守」という言葉に訳されて、コーポレートガバナンスの一環である「企業コンプライアンス」の文脈で用いられることが多い。最近では「法令遵守」というのは狭義の「コンプライアンス」であり、むしろ「コンプライアンス」という概念はより広く倫理・道徳や常識といった社会規範に照らしてそれに反する行動をとっていないかという意味合いで用いられることも多くなってきた。

私が官民交流研修でお世話になったある企業では、毎日朝礼の時に「コンプライアンス自己チェック」というものを部員全員で唱和する。例えば、「あなたのその考えや行動は、会社の方針や社内規定に反していませんか?」とか「あなたのその考えや行動は、家族や同僚に堂々と話せますか?」といったフレーズを日替わりで唱和する。私はこの中でも特に「家族や同僚に堂々と話せますか?」というところに「コンプライアンス」に係る心構えの本質があると思う。後ろめたくない行動をとるということが、その根幹であると思うからである。

また、コンプライアンスの説明において「何が起きたかではなく、起きた事に対してどのように行動したか」が重要であるということもよく言われる。起きてしまったことは事実として受け入れざるを得ないが、その結果を踏まえて何をしたか(堂々と発表して対応策を検討したか、都合の悪い事象を隠蔽しようとしたか等)がその後の評価に決定的に影響を及ぼすということである。内部通報制度が整備された今日、隠蔽しても必ず露見する。そうなったときには、当初の悪い結果をもたらしたという事実よりも強く非難されることになるということである。

2 民間企業における「コンプライアンス」経営

ところで、「コンプライアンス」という言葉が一般的になったのは比較的最近のことではあるが、「法令遵守」や「社会規範」という概念は当然昔からあり、近年特に意識されるようになったのは、「コンプライアンス」に対する国民の意識が高まってきた、すなわち社会の成熟が進んだということの結果であろう。特にコーポレートガバナンスの重要性が叫ばれるようになり、今やその欠如は企業の存続すら危うくするようになったのは洋の東西を問わず枚挙にいとまがない。

2001年にアメリカのエネルギー企業であるエンロンの不正経理が発覚した末に倒産し、日本でも同年雪印食品が外国産牛肉を国産牛肉と偽装して BSE 対策の補助金を不正取得したことが発覚し倒産に追い込まれた。最近では東芝による不正経理が発覚し、日本を代表する大企業が5000億円を超える赤字を計上した結果1万人規模のリストラに発展するという事件が起きている。

このため、先ほどの私がお世話になった企業の例のように、民間企業では「コンプライアンス」に対する社員教育に注力している企業が増えている。唱和するのと併せてカードサイズの「コンプライアンス自己チェック」や企業理念を印刷したものを配布し、常に持ち歩くようにしている企業も多い。

そのような取り組みを行っていてもなお未だに「コンプライアンス」違反の事例が後を 絶たないところにこの問題の難しさがある。例えば、最近の国土交通関係企業の例を見て も大きな話題となったものだけでも、JR 北海道による保守データの改ざん事件、東洋ゴム 工業による建築物用免震ゴムや鉄道・船舶用免震ゴムの性能偽装事件、旭化成建材による 杭工事データ偽装事件、ドイツフォルクスワーゲンによる排ガスデータ改ざんソフトを用 いたデータ改ざん事件等が挙げられる。

民間企業にとって利益を上げることは至上命題であり、企業としての存在意義そのものであるが、そのためにはどのような手段を執ってもいいというものではない。そのようなことを行っていると、今や必ず良心的内部通報者や利害関係者から告発を受けることになり、必ず発覚する。業績を上げるため、都合の悪いことを隠すため、行った「コンプライアンス」違反が結局はアダとなって企業の存続自体を揺るがしかねない、そのような時代になったということを深く心に留める必要がある。

3 公務員における「コンプライアンス」とその違反に対するペナルティ

公務員(独立行政法人の職員等みなし公務員を含む。以下同じ。)は、「法の支配」、「法律による行政の原則」などと言われるように、その本質において当然に「コンプライアンス」が求められる。日本国憲法第15条第2項においては「すべて公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない。」とされているが、これは、公務員は公正中立かつ誠実に国民の利益に資する業務を遂行する義務があることを表している。にもかかわらず、相変わらず公務員の不祥事は後を絶たない。

国土交通省における事例をいくつか挙げてみる。

入札における官製談合事件の頻発を踏まえて制定された「入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律(平成14年法律第101号)」(いわゆる「官製談合防止法」)の適用第1号となった事件が「水門設備工事談合事件」と呼ばれる事件である。これは、2001年以降、ダム用・河川用水門設備工事の入札に際し工事事業者が談合し、その代表者に対し発注者側の国土交通省職員が発

注情報を漏洩したもので、2007年3月に公正取引委員会から改善措置要求がなされた ものである。

これに対して国土交通省は調査し報告書を作成して対応策を実施したが、その柱の1つが「コンプライアンス教育の実施」であった。当時の冬柴大臣から全職員に対してメッセージが送付されるとともに、国土交通大学校におけるほぼ全ての研修において、「コンプライアンス」研修を盛り込むこととされた。官製談合防止法適用第1号という不名誉な結果や国民の公務員に対する不信感を引き起こしたことについて、当時は大変な危機感があったことは間違いない。

それにもかかわらず、2008年には、北海道開発局で農業及び河川の工事に関して入 札談合関与行為があったことが発覚し、当時の北海道局長等幹部を含む多数の職員が逮捕・ 起訴されるという事案が発生した。さらに、翌2009年には同開発局で車両管理業務に 関し官製談合防止法に基づき公正取引委員会から改善措置要求を受けるという事案も発覚 した。

また、2012年10月には、高知県内における国土交通省の土木工事発注に関し、公正取引委員会から国土交通省に対し、職員による入札談合等関与行為があったとして官製談合防止法に基づく改善措置要求並びに要請が行われた。この要請においては、官製談合防止法に基づく改善措置要求が3度目に及ぶことを踏まえて、省全体として再発を確実に防止するために効果的な改善措置が求められるなど国土交通省にとって恥ずべき指摘もなされたところである。

最近では、昨年羽田空港の格納庫使用を巡る贈収賄事件が発覚し、国土交通省航空局の 元係長が刑事被告人となったことは記憶に新しい。

他省を含めて見てみると、一部の幹部公務員による不正行為に端を発して「国家公務員 倫理法(平成11年法律第129号)」及び「国家公務員倫理規程(平成12年政令第10 1号)」が制定されたこと、独立行政法人緑資源機構の元職員による入札談合関与行為をきっかけに2008年3月に同機構自体が解体されたこと、最近のマイナンバー制度の関連 事業を巡る汚職事件で、昨年厚生労働省の元室長補佐が収賄罪で起訴されたこと等多くの 事例が見られる。

これらを引き起こした公務員に対するペナルティについては、以下の3つの観点からのペナルティが課されることになる。

第1に行政処分である。すなわちこのような事件を引き起こした者は当然懲戒処分に付される。その場合懲戒解雇処分になると、単に職を失うばかりではなく退職金も支給されないこととなる。

第2に刑事罰である。このような罪で起訴され有罪となると、当然刑事罰が科されることになる。

第3に損害賠償請求である。このような行為により国等に損害を与えたとなると、行為

4 国土交通政策研究所報第 59 号 2016 年冬季

者に対して損害賠償請求がなされ、民事的なペナルティが課されることになる。

このようなことになると、本人はもとより家族に対しても甚大な打撃となり、家族や人 生の崩壊を招くことになりかねない。

4 おわりに

最初に述べたように、近年「コンプライアンス」という概念が、官民を問わず当たり前のこととしてとらえられるようになってきた。このこと自体は大変望ましいことではあるが、他方で「コンプライアンス」違反となる不祥事も後を絶たない。

繰り返しになるが、「コンプライアンス」の本質は「家族や同僚に堂々と話せますか?」 と言うことであり、「何が起きたかではなく、起きた事に対してどのように行動したか」で ある。

一歩間違えると会社の存続に関わるような自体となりかねず、また、公務員の場合、国 民の公務員に対する不信感を招くことになることを肝に銘じる必要がある。また、当事者 個人としても、自分や身近な人々の人生を無茶苦茶にすることになるということを自覚し て、責任を持って行動をする必要がある。

相も変わらぬ不祥事の発生に鑑み、今年こそはそのようなニュースを見ることがないよう念じる次第である。